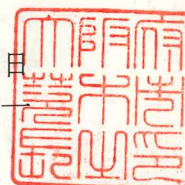


茨木市公告第 64 号

茨木市中学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務委託プロポーザル公告について

茨木市中学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 3 年 3 月 30 日  
茨木市長 福岡洋



1 業務概要

- (1) 業務名 茨木市中学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務委託
- (2) 業務の目的 PFI手法による新たな中学校給食センターの設計・建設・運営等を担う事業者の公募・選定・契約を行うに当たり、中学校給食センター事業に係る高い専門性と実績を有する民間事業者から、必要な調査及び資料作成等に係る技術的支援を受ける。
- (3) 業務内容 別紙プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 4 年 12 月 31 日まで

2 当該業務の予算額等

令和 3 年度：12,540,000円（税込）

令和 4 年度：15,807,000円（税込）

合 計：28,347,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。提案額は、各年度の金額、2 か年度分の合計額ともに、消費税を含めた額が予算額以内となるように提案すること。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加者資格名簿に登載されていること。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）において、本業務と同種の業務で請負金額が700万円以上の業務の履行実績があること。  
なお、同種の業務とは、自治体におけるPFI(BT0)手法による学校給食センター整備運営事業に係る実施方針、要求水準書の作成・公表、事業者の募集、契約までの一連の業務に対するアドバイザー業務をいう。

## 5 プロポーザル実施要項・参加申込について

### (1) 実施要項

別添「茨木市中学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務委託公募型プロポーザル実施要項」のとおり

### (2) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール（FAX）で学務課宛に送信すること。

提出期限：令和3年4月5日（月）午後1時まで（必着）

提出先：茨木市教育総務部学務課

E-mail：hokennyuusyoku@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072(623)3999

※ 電子メール又はFAX以外の方法による質問は受け付けません。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和3年4月6日（火）午後5時までに回答を掲載

掲載場所：茨木市HP 学務課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kyoikuiinkaikyodikusoumu/gakumu/index.html>

### (3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市教育総務部学務課（茨木市役所南館6階）

ウ 提出期限：令和3年4月8日（木） 土日を除く午後5時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない）

6 問い合わせ先

茨木市 教育総務部学務課 担当 竹野、西村

TEL 072-620-1681 (直通)

FAX 072-623-3999

E-mail : hokennyuusyoku@city.ibaraki.lg.jp